

盛岡市
盛岡市上下水道局
盛岡市市立病院
盛岡市教育委員会
盛岡市選挙管理委員会
盛岡市監査委員会
盛岡市公平委員会
盛岡市農業委員会
盛岡市固定資産評価審査委員会
盛岡市議会
市長 内部部局
上下水道局
市立病院
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
監査委員会事務局
公平委員会事務局
農業委員会事務局
固定資産評価審査委員会事務局
議会事務局

訓令第1号

情報セキュリティ対策に関する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

盛岡市長

谷 藤 裕 明

盛岡市上下水道事業管理者

古 山 裕 康

盛岡市病院事業管理者

加 藤 章 信

盛岡市教育委員会教育長

千 葉 仁 一

盛岡市選挙管理委員会委員長

小野寺 正 孝

盛岡市代表監査委員

菅 原 和 彦

盛岡市公平委員会委員長

太 田 秀 栄

盛岡市農業委員会会長

北 田 晴 男

盛岡市固定資産評価審査委員会委員長 梅 村 俊 男

盛岡市議会議長

天 沼 久 純

情報セキュリティ対策に関する規程

情報セキュリティポリシー規程（平成22年盛岡市・上下水道局・市立病院・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会・議会訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は，市が保有する情報資産の管理を徹底し，市の情報資産を情報資産脅威から保護するため，情報セキュリティ対策に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課等 盛岡市市長部局の行政組織及び運営等に関する規則（昭和33年規則第7号）に規定する市長内部部局の課等、行政機関等（課を置くものにあつては、当該課）及び公の施設等（課を置くものにあつては、当該課）並びに上下水道局の課等、市立病院の課等、教育委員会事務局の課及び教育機関、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局の課、公平委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局並びに議会事務局の課をいう。
- (2) ネットワーク 電子計算機を相互に接続し、情報処理を行うため、市が管理し、及び利用する通信回線並びに当該通信回線に設けられるハードウェア及びソフトウェアにより構成される通信装置をいう。
- (3) 情報システム 市の事務処理を行うための電子計算機及び電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）並びにこれらを用いて市の事務処理を行うための情報処理の仕組みで、独立して、又はネットワークを介して行うものをいう。
- (4) 情報資産 次に掲げるものをいう。
 - ア ネットワーク、情報システム並びにこれらに関する設備及び機器
 - イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（紙等に出力された情報を含む。）
 - ウ ネットワーク及び情報システムの開発及び運用に係る情報
- (5) 情報資産脅威 情報資産に対する次に掲げる行為又は事態をいう。
 - ア 権限若しくは許可のない職員又は市の外部の者による、故意の不正なアクセス若しくは不正な操作による情報資産の持出し、漏えい、盗用、破壊、改ざん、消去等又は機器若しくは電磁的記録媒体の盗難、紛失、損傷、滅失等
 - イ 権限若しくは許可を受けた職員又は市から業務の委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を含む。第5条第1項第5号において同じ。）を受けた者による、過失の操作、故意の不正なアクセス若しくは不正な操作による情報資産の持出し、漏えい、盗用、破壊、改ざん、消去等又は機器若しくは電磁的記録媒体の盗難、紛失、損傷、滅失等
 - ウ 情報資産に影響を及ぼす地震、落雷、火災等の災害及び事故、故障等の不測の事態
- (6) 情報セキュリティ対策 市が保有する情報資産の管理及び情報セキュリティ（情報資産について、機密性を保ち、完全性を維持し、及び適正に利用できる状態を維持することをいう。以下同じ。）のための対策をいう。

(職員の遵守義務)

第3条 職員は、情報セキュリティの重要性について認識するとともに、この訓令及び第5条第2

項に規定する情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」と総称する。）並びに同項に規定する情報セキュリティ実施手順書に定められた事項を遵守しなければならない。

（管理組織等）

第4条 情報セキュリティ対策を推進するため、次に掲げる管理者及び責任者を置くものとする。

- （1）最高情報統括管理者
- （2）情報統括管理者
- （3）ネットワーク管理者
- （4）情報セキュリティ責任者

2 最高情報統括管理者は、情報セキュリティ対策の統括を行うものとし、市長が指定する副市長をもって充てる。

3 情報統括管理者は、最高情報統括管理者を補佐するとともに、ネットワーク及びネットワークを用いた情報システムの安定した運用の管理を行うものとし、総務部長をもって充てる。

4 ネットワーク管理者は、情報統括管理者の指示により、ネットワークの設定、運用、更新等の業務を行うものとし、情報企画課長をもって充てる。

5 情報セキュリティ責任者は、所管する課等の情報セキュリティ対策及び所管する情報システムの開発、運用、見直し等の業務を行うものとし、当該所管する課等の長をもって充てる。

（情報セキュリティ対策）

第5条 市が保有する情報資産を情報資産脅威から保護するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める情報セキュリティ対策を実施するものとする。

- （1）情報資産の分類 市が保有する情報資産をその重要度に応じて分類し、当該分類に応じた情報セキュリティ対策を定めること。
- （2）人的セキュリティ対策 情報資産を取り扱う職員の権限、責任等を定めるとともに、情報セキュリティポリシー及び次項に規定する情報セキュリティ実施手順書に規定する内容等を職員に周知し、徹底を図る等情報セキュリティについて十分な教育及び啓発を行うこと。
- （3）物理的セキュリティ対策 情報資産の損傷並びにネットワーク及び情報システムの正常な運用に対する妨害等を防止するため、サーバー、ネットワークの基幹的な機器及び重要な情報システムを設置する場所、通信回線、職員の使用する電子計算機等の管理について、物理的な措置を採ること。
- （4）技術的セキュリティ対策 情報資産を不正なアクセス等から保護するため、電子計算機の管理、情報資産へのアクセスの制限、不正なプログラム又は不正なアクセスに対する対策その他のネットワーク及び情報システムにおける技術的な措置を採ること。
- （5）運用及び監視 情報セキュリティ対策の実効性を確保し、及び維持するため並びに不正なアクセス等によるネットワーク及び情報システムの被害を防ぐため、ネットワーク及び情報システムの監視、市から業務の委託を受けた者に対する指導及び監督等の必要な措置（ネットワー

ク及び情報システムに障害が発生した場合に迅速に対応するための危機管理に係る対策を含む。)を採ること。

(6) 監査及び評価 情報セキュリティ対策に係る事項が遵守されていることを確認するための監査及び情報セキュリティポリシーの実効性を確保するための評価を行うこと。

(7) 情報セキュリティポリシーの見直し 前号の評価の結果により情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報システムの変更、新たな情報資産脅威の発生等情報セキュリティに係る状況の変化があった場合に情報セキュリティポリシーの見直しを行うこと。

2 前項各号に定める情報セキュリティ対策は、職員が遵守すべき具体的な事項、情報セキュリティ対策に係る判断の基準となる事項等について最高情報統括管理者が別に定める情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ対策を実施するための具体的な実施の手順について情報システムを所管する課等の情報セキュリティ責任者が別に定める情報セキュリティ実施手順書により行うものとする。

(専決)

第6条 この訓令の実施に関し必要な事項は、最高情報統括管理者が専決する。

附 則

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

2 個人情報保護管理規程（平成22年盛岡市・上下水道局・市立病院・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会・議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第20条中「情報セキュリティポリシー規程（平成22年盛岡市・上下水道局・市立病院・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会・議会訓令第1号）」を「情報セキュリティ対策に関する規程（平成31年盛岡市・上下水道局・市立病院・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会・議会訓令第1号）」に改める。